



## ■家屋の名義人変更について

- ① 登記されている家屋の相続・売買・贈与などの場合、所轄の法務局において所有権移転の登記手続きを行ってください。
- ② 登記されていない(＝未登記)家屋の相続・売買・贈与などの場合、市役所へ「未登記家屋所有者変更申請書」を提出してください。
- ③ 固定資産税の賦課期日は毎年1月1日ですので、納税義務者の変更は翌年度からとなります。

## ■添付書類について

### □相続(下記のどれか)

- ① 遺産分割協議書の写し
- ② 遺言書(公正証書遺言等)
- ③ 

[	・旧所有者の死亡がわかる書類(除籍謄本等) 及び ・新所有者が相続人であることがわかる書類(戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍全部事項証明書等)
---	---

### □相続以外(下記のどれか)

- ① 所有権移転の事実を証する書面(売買契約書等)
- ② 双方の意思表示の確認ができる書面(同意書、双方の印鑑登録証明書等)